

佐賀県電子メールに関する規則をここに公布する。

平成 25 年 9 月 20 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 40 号

佐賀県電子メールに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県情報公開条例(昭和 62 年佐賀県条例第 17 号)第 2 条第 2 項に規定する公文書である電子メールを明らかにするものとする。

(公文書である電子メール)

第 2 条 佐賀県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書である電子メールは、所属アドレス(所属又は職に付与されたメールアドレスをいう。)を利用して送受信したものである。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。